

常任委員会報告

総務常任委員会

総務常任委員会は、16日及び28日の2日間にわたり、付託を受けました9案件について、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。

議員報酬については、委員会で採決の結果、賛成多数で「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

なお、報酬審議会でも意見のありましたように、議員定数の削減問題については、「民意を市制に反映させ住民福祉の向上を図る」ことを目的とした、議会本来の機能を低下させないことを念頭に、我々議員に課せられた喫緊の課題として位置付けし、協議・検討されるべきものとして、委員会から申し入れを行いました。

「高島市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例案」につい

ては、本条例に基づき採用予定の「防災監」の必要性や月額50万円を支給するとして根拠等を中心に慎重に審査を重ねました。

審査を進めていく中で、この条例案の適用を受けようとする職員を特定すべく、「修正案」が出され、採択の結果、修正案については「賛成多数」で可決され、修正案を除く原案については、全員「異議なく」可決されました。

文教福祉環境常任委員会

当委員会が付託を受けた条例改正案は指定管理者制度に伴う案件でありました。予定時間を超える慎重な審査の末、「全会一致」、「賛成多数」で可決でしたが、高島市今津屋根付

き運動場、高島市今津B&G海洋センター、高島市今津山村広場のそれぞれ3施設の設置

および管理に関する条例の一部を改正する条例案の3議案は継続審議となりました。

この案件に出てくる施設は、既に指定管理契約を財団法人ひばりと締結し、条例に基づき使用料金を財団法人ひばりが徴収して市の会計に納入されてきました。今回の改正により使用料金を利用料金に変更されることでその利用料が財団法人ひばりの収入となり、その結果、収入欠損が出た場合等、収益を追求する余地、営業本位となつて市民の利用面の低下につながるのではないか、市内の類似施設との関わりなど、多くの問題が提起され、もう少し問題点を慎重に審査を重ねる必要があるとの理由からです。

請願第5号「県立安曇川芸術会館の今後の活用についての請願」の審査は、賛成多数で「採択すべきもの」と

決しましたが、今後、県と市の教育委員会との協議で当委員会の意向を生かせるよう強く進言しました。

産業建設常任委員会

6月30日及び7月7日の2日間は、当委員会

が付託を受けた高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」の設置及び管理に関する条例案、高島市畑の棚田ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例案2件に絡む今後の高島市行政の最重要課題となる指定管理者制度の問題検討と審査を行うため委員会を開催しました。制度の必要性から始まり、権限と責任、管理者募集問題、またすでに先行決定し営業を行っている施設との条件対比、なお、管理代行料、補助金問題等々を細部にわたり、行政側と議論を重ね、付託議案について

7日の2日間は、当委員会が付託を受けた高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」の設置及び管理に関する条例案、高島市畑の棚田ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例案2件に絡む今後の高島市行政の最重要課題となる指定管理者制度の問題検討と審査を行うため委員会を開催しました。制度の必要性から始まり、権限と責任、管理者募集問題、またすでに先行決定し営業を行っている施設との条件対比、なお、管理代行料、補助金問題等々を細部にわたり、行政側と議論を重ね、付託議案について

付託を受けた全36議案には、各委員から多岐にわたる数多くの質疑が出され、慎重に審査を行い、結論として決算は今後の予算をどのように活かし市民の血税を有効に使う道を決する重要な問題であり、現在の社会情勢の厳しさに対応し市民の要望にこたえられる努力を続けることので採決を行い、「認定すべきもの」と決しました。なお、継続審査のBSE米国産牛肉の輸入問題は引き続き継続審査と決しました。

は賛成多数で「可決すべきもの」と決定いたしました。